

建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

試験問題

受付番号		氏名	
------	--	----	--

- ・ 試験中の私語・カンニング等は絶対にしないこと、疑わしい行為があった場合は全て不合格とします。
- ・ 机の上は筆記具等、必要なものだけにしてください（テキスト、ノート、スマホ等はしまってください。
- ・ 携帯電話・スマートフォンの電源は切ってください。
- ・ 解答用紙、問題の両方に受付番号、氏名を記入してください。
- ・ 解答用紙のマークシートはHB以上の鉛筆で記入してください。
（機械読み取りのため）
- ・ マークシートは①氏名を記入、②受付番号を記入し、マークシートを塗りつぶして下さい。（例：受付番号が1番の場合は「001」と記入し、塗りつぶす。）
- ・ 「始め」の合図があるまでは表紙を開けないでください。
- ・ 講習科目の免除者は、免除科目は解答の必要はありません。
- ・ 解答は4問中正解1問を選んでください。問題は全部で35問あります。
- ・ 試験時間は60分です。開始時刻から30分間は退出できません。
- ・ 退出する場合は試験問題と解答用紙の両方を事務管理者に提出してください。

修了考査（筆記試験）問題配点					
【科目1】 基礎知識1	【科目2】 基礎知識2	【科目3】 石綿含有建材 の調査	【科目4】 現地調査の 実際と留意点	【科目5】 調査報告書 の作成	合計
10点 (5問×2点)	10点 (5問×2点)	30点 (10問×3点)	40点 (10問×4点)	10点 (5問×2点)	100点 (35問)

合格基準：受講者が受験した各科目の点数の合計をもって満点とし、各科目の得点が各科目の配点の40%以上であって、かつ、得点の合計が受験した科目の合計点の60%以上であること。

一戸建て等石綿含有建材調査者講習試験問題

【一戸建て等】第1章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問題1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ② 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- ③ 2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- ④ 国内では、1960（昭和35）年から、吹付け石綿が販売されていた。

問題2 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現在でも、製造禁止された石綿含有製品の継続使用は、禁止されていない。
- ② 事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3年間保存しなければならない。
- ③ 石綿則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿含有の有無を確認する必要がある。
- ④ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

問題3 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 蛇紋石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- ② 角閃石群に分類されるウインチャイト、リヒライトの2鉱物を含むバーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告され、日本でも建材中に存在が確認されたという報告がある。
- ③ アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、アモサイトは石綿セメント管にも多く使用された。
- ④ 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。

問題4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1. 鼻腔」→「2. 喉頭」→「3. 気管」→「4. 気管支」→「5. 肺胞」→「6. 細気管支」である。
- ② 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ③ 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- ④ 非喫煙者の肺がん死亡率 1.0 に対し、石綿ばく露労働者の肺がん死亡率は約 5 倍となっている。

問題5 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100 名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ② 建設業における石綿関連労災認定は、2006（平成 18）年以降、1 年あたり、おおむね、約 1,000 名である。
- ③ 建設業の石綿ばく露は、「新築時の吹付け、切断、加工等によるもの」「建築物維持管理・補修時の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの」「建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるもの」の主に 3 種類である。
- ④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和 50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。

【一戸建て等】第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

問題6 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられているが、自治体の条例では調査義務が課せられていない。
- ② 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968年に制定された。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- ④ 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。

問題7 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等工事が終了した日から3年間保存する。
- ② 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるものについては、都道府県知事へ調査結果の報告が義務付けられている。
- ③ 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、発注者又は自主施工者である。
- ④ 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。

問題 8 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① ア) 建築物の床面積の合計 80m²以上
イ) 建築物の床面積の合計 500m²以上
ウ) 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
エ) 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
- ② ア) 建築物の床面積の合計 100m²以上
イ) 建築物の床面積の合計 500m²以上
ウ) 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
エ) 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
- ③ ア) 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
イ) 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
ウ) 建築物の床面積の合計 80m²以上
エ) 建築物の床面積の合計 500m²以上
- ④ ア) 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
イ) 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
ウ) 建築物の床面積の合計 100m²以上
エ) 建築物の床面積の合計 500m²以上

No	対象建設工事	規模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの	エ

問題9 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理は、人間の健康や生態系へのリスクを減らすために必要な措置を確認し、評価し、選択し、実施に移すプロセスである。」と定義している。
- ② リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。 p 2-9
- ③ 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017（平成29）年に公表されている。
- ④ 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。

問題10 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
- ② 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。
- ③ 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。
- ④ 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。

【一戸建て等】第3章 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査

問題11 「一戸建て住宅等」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 一戸建て専用住宅とは、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるものであり、「1つ以上の居住室」、「専用の炊事用流し（台所）」、「専用のトイレ」、「専用の出入口」の4つの設備要件を満たしているものである。
- ② 木造住宅とは、住宅の主要な部分に木材を用いている構法であり、日本の一戸建て住宅の約70%は木質系で建築されている。
- ③ 木造軸組在来工法とは、木の柱と梁で骨組みを組み、筋かいで地震等の横荷重に耐える構造である。
- ④ 「一戸建て住宅等」とは、一戸建ての専用住宅及び賃貸住宅（長屋を含む）の住戸の内部をいう。

問題 12 「関係法令との関連」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造物を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ② 防火地域内において、延べ床面積が 100m² 超の 2 階建ての建築物は、「耐火建築物」にしなければならない。
- ③ 建築基準法において「壁（構造上重要でない間仕切壁を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。

問題 13 「関係法令との関連」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法において「梁及び構造上重要でない小梁」は、建築物の主要構造部である。
- ② 建築基準法において「床（構造上重要でない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 建築基準法において「屋根（構造上重要でないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法第 2 条 5 号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。

問題 14 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有スラグせっこう板の製造時期は、1978 年から 2003 年である。
- ② レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有ケイ酸カルシウム板第 1 種の製造時期は、1960 年から 1987 年である。
- ③ レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961 年から 1987 年である。
- ④ レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有住宅屋根用化粧スレートの製造時期は、1961 年から 2004 年である。

問題 15 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ② 電気設備の防火区画貫通処理には、けい酸カルシウム板第二種が耐火仕切板として使用されていることが多くみられる。
- ③ 空調設備において、冷温水を使って空調する方式では、冷温水を運ぶ配管の保温として、石綿含有保温材が使用されていた。
- ④ 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。

問題 16 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。
- ③ 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。
- ④ 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行う必要がある【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。

問題 17 「一戸建て住宅等での図面の書類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアしていないが、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ② 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ③ 施工図の内容は詳細事項が多いため、理解するには専門知識が必要である。
- ④ 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。

問題 18 「一戸建て住宅等での図面の書類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。
- ② 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報は得られるとは限らない。
- ③ 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことも多い。
- ④ 内部仕上表は、仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材については記載されていないため、留意が必要である。

問題 19 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ② 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場に混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるため注意が必要である。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

問題 20 「書面調査結果の整理」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査結果の整理は、「1. 石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2. 動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ② 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- ③ 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも現地調査の際に有効である。
- ④ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。

【一戸建て等】第4章 現地調査の実際と留意点

問題 21 「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うことになるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- ② 採取する対象物には石綿を含有しているおそれがあるため、試料採取時、呼吸用保護具を用いる。
- ③ 調査者は、所有者などから、些細な情報でも今後の調査の参考になる場合があるので、可能な限り情報を収集に努める。
- ④ 現地調査では、発注者や建築物管理人などからのヒアリングや図面確認をした後、大まかな現地確認作業の流れを決めることが重要である。

問題 22 現地調査で使う調査用品で、次のア～エのうち必要な用品がいくつあるか以下の

①～④から選びなさい。

ア. 保護帽。

イ. 半面形面体をもつ取替式防じんマスク（RL3 又は RL3）

ウ. 保護めがね

エ. 保護手袋

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ

問題 23 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査時の試料採取時は、採取する対象物に石綿を含有しているおそれがあるため、石綿粉じんが発じんする可能性があるため、呼吸用保護具を着装する。
- ② 試料採取時は、半面形面体を持つ取替え式防じんマスクはRS3 又は RL3 に区分される、又は、同等以上の性能を有するものを用いる。
- ③ 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えること、及び、石綿粉じんからのばく露防止対策の2点である。
- ④ 現地調査で使用する呼吸用保護具は、取替式防じんマスク（RS2 又は RL2）の性能を有するものを用いる。

問題 24 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 共同住宅での石綿含有建材の施工部位は、内装仕上げ材のみを対象とする。
- ② 一戸建て住宅では、浴室の壁に石綿含有スレートボードが使用されていた可能性がある。
- ③ 一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材は、主に室内の天井部分に使用されている可能性が高い。
- ④ 共同住宅では、間仕切り壁の材料として、石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種がよく使用されていた。

問題 25 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有ロックウール吸音天井板の直貼り工法は、せっこうボード下地材をタッピングねじで留め、その上に石綿含有ロックウール化粧吸音板をステープルと接着剤を併用して施工し、貼り上げる工法のことをいう。
- ② 石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種は、レベル 3 の成形板の中では、アモサイトを使用している割合が一番高い。
- ③ 石綿含有ロックウール吸音天井板は、軽量であり、不燃性、吸音性能に優れている。
- ④ 石綿含有スレートボードは、JIS 認定品が多く、また、防火材料の認定を取得している。

問題 26 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有ビニル床シートは、防水性が高いことから水回りに使用されていた。
- ② 石綿含有押出成形セメント板は、間仕切壁材としては、厚さ 60mm（ロックウールを充填する場合あり）の製品が使用されていた。
- ③ 石綿含有スレート波板は、表面に表示が刻印されている製品があるが、施工された状態では重ね部分に隠れている場合もある。
- ④ 戸建住宅では、一般的に石綿含有ソフト巾木が多用され、共同住宅では木製巾木が使用される例が多い。

問題 27 「一戸建て住宅等に使用される石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 一戸建て住宅等で使用されるレベル1及びレベル2の主な石綿含有建材には、石綿含有吹付けバーミキュライト(レベル1)、石綿含有吹付けロックウール(レベル1)、石綿含有保温材(レベル2)などがある。
- ② 石綿含有吹付けバーミキュライトは、軽量骨材吹付けの一種であり、軽量骨材は軽量であることから施工性は良いが、断熱、吸音、不燃の性能は低い。
- ③ 石綿含有ルーフィングは、外壁と屋根の取り合い部、野地板の上に敷き込み、軒・棟・けらば・谷・壁との取り合いなど雨仕舞に使用されている。
- ④ 石綿含有接着剤は不定形で、ビニルタイルを剥がした後に残る。

問題 28 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿を含む可能性のある建材で、成形板には表面化粧したものがあつたため、表面のみの材料採取はしない。
- ② 仕上塗材の石綿含有の有無を判断する際、設計図書に記載している情報だけをもとに含有の有無を判断してよい。
- ③ 採取した試料を分析依頼するにあたり、取り違いなどが発生しないように必ず調査者本人が記入から封印まで責任を持って行うことが望ましい。
- ④ 事前調査において石綿等の使用の有無が分からなかつたので吹付材についても石綿が使用しているとみなし、分析を行わず施工した。

問題 29 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 対象物の撮影においては広角撮影と近接撮影を行い、撮影部位の特定と劣化の状況が分かるように記録した。
- ② 調査する部屋が多いときは記憶違いや記載ミスをなくするため、各部屋の調査が終了するごとに調査メモを作成した。
- ③ 事前調査の報告書には厚労省から①石綿含有建材の使用場所の明記②石綿が含有しないとした場合の判断根拠③調査の責任分担の明確化の3点が求められている。
- ④ 現地調査の写真撮影の仕方で、「劣化あり」の場所のみアップで撮影しておけばよい。

問題 30 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選りなさい。

- ① 試料を分析機関に送付したら、部屋別の現地調査個票を作成しておく。調査日からあまり経ずに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- ② 分析機関から分析結果報告書を受領したら、調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- ③ 再調査については、最終報告書の納期まで限られた時間内に、発注者に適切に理由を説明し、再調査を実施する。
- ④ 石綿含有調査者は石綿の有無を明確に説明するだけで、含有によるリスクや今後の維持管理方法は建築物所有者が考えることである。

【一戸建て等】第5章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問題 31 「調査報告書の作成方法と報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選りなさい。

- ① 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。
- ② 所有者が石綿封じ込め工事や囲い込み工事を実施したという話があれば、現地調査ではこの部屋の確認はしない。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。
- ④ 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、竣工図・仕上表・矩計図に○をする。

問題 32 「調査報告書の作成方法と報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選りなさい。

- ① 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。
- ② 今回調査箇所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には調査を行った場所を記載する。
- ③ 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。
- ④ 今回調査箇所欄に、階を記載するが、戸建て住宅の平屋の場合は不要である。

問題 33 現地調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

- ① 建築物用途
- ② 確認済証交付日・番号
- ③ 建築物使用者
- ④ 延べ床面積

問題 34 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料を分析機関に送付したら、現地調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。
- ② 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- ③ 現地調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ④ 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。

問題 35 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。
- ② 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ③ 建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までではなく、調査を終了した日から 3 年間記録を保存することが望ましい。
- ④ 建築物の所有者等への調査報告書には、現地調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個票は省略することができる。